

公益財団法人静岡市まちづくり公社監事の日額報酬等に関する規程

平成23年10月27日 制 定

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人静岡市まちづくり公社（以下「この法人」という。）定款第33条第2項の規定に基づき、この法人の監事のうち、非常勤の監事の報酬等の額及びその支給基準について定めることを目的とする。

(報酬等の種類)

第2条 非常勤監事の報酬は、日額報酬とする。

(報酬等の上限)

第3条 非常勤監事の報酬は、評議員会で定められた総額の範囲内において支給する。

(日額報酬の支給基準)

第4条 非常勤監事が、評議員会及び理事会等の会議に出席し、調査のために事業所及び事業地へ出張したときは、別表第1による額の報酬を支給する。

(支給方法)

第5条 日額報酬は、その都度、現金又は振込で支給する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人静岡市まちづくり公社の設立の登記の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

| 区 分 | 金 額 |
|-------|-----------|
| 非常勤監事 | 日額15,000円 |